

重要なお知らせ

平成 30 年度（平成 29 年分の所得）の特別区民税・都民税の申告（以下住民税の申告）から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。
ただし、明細書の記入内容の確認のため、区役所から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で5年間保管してください。
※平成 32 年度の住民税の申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、医療費控除の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者（健康保険組合、国民健康保険等）が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

①被保険者名等の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りです。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、すべて合計し記入します。

(2)「(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち、保険金などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

記入例

(1)医療費通知に記載された医療費の額	(2)(1)のうちその年中に支払った医療費の額	(3)(2)のうち保険金などで補てんされる金額
176,584	153,300	

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」（添付）
- 医療費通知（原本）「①医療費通知に関する事項」に記載したものに限りです。（添付）
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類（添付又は提示）

◎寝たきりの人のおむつ代

※おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市区町村等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

◎温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

◎指定運動療法施設の利用料金

運動療養実施証明書

◎ストマ用装具の購入費用

ストマ用装具使用証明書

◎B型肝炎患者の介護にあたる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

医師の診断書（その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載があるもの。）

◎白内障等治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋（医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載するもの。）

◎市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費通知などの書類を添付する場合は、**いちいち貼っていただく**。